

中小企業の経営革新に必要な設備投資を支援

～経営革新に伴う設備投資に最大 300 万円を補助～

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

1 対象者

次の全てに該当する方を対象とします。

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの。ただし、風俗法の営業許可の対象でないこと。
- ②市税を滞納していないこと。

2 対象となる設備等

機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するものを対象とします。

- ①市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設又は更新されるものであること。ただし、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- ②補助対象経費が 20 万円以上のものであること。
- ③本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。
ただし、ソフトウェアは含まれない。
- ④中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。
- ⑤補助金の交付決定後に整備されるものであり、年度内に事業が完了すること。

3 補助金の額

補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額とし、250 万円を限度とします。

但し、要綱において指定する計画の認定等を取得、または認定申請しており、申請時にその写しを提出している場合は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。

ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

4 受付期間 5 月 7 日(火)～6 月 21 日(金)

問い合わせ・申込先 三木市産業振興部商工振興課かなもの振興係
電話 0794-82-2000 (内線 2233)